

令和 7 年 6 月 2 4 日
学 校 職 員 課

教育長臨時代理の報告

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

1 主旨

令和 7 年 1 0 月 1 日からの育児休業法の改正による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正、国家公務員における育児及び介護に係る制度の見直しを踏まえ、6 月 1 2 日に開催された区議会第 2 回定例会にて、関連する条例が議決された。

議決された条例のうち、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が 1 0 月 1 日施行、経過措置が 7 月 1 日から施行となる。これに伴い、関連する規則「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の改正を議決後速やかに行う必要があり、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく教育長の臨時代理により、6 月 1 2 日に決定したことを報告する。

2 改正内容

規則名	改正内容	施行年月日
「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」 別紙 1 別紙 2	現行の部分休業に新たな取得パターン「1 年度につき 1 0 日程度（7 7 時間 3 0 分）」の追加、取得時間帯の「勤務時間の始め又は終わりに限り承認する」取り扱いの廃止、それに関連する条文、条項の改正。 （第 1 4 条、第 3 0 条の 2 第 3 項、第 3 0 条の 3）	令和 7 年 1 0 月 1 日
	時間単位の介護休暇・介護時間の取得時間帯の「勤務時間の始め又は終わりに限り承認する」取り扱いの廃止、年次有給休暇等の他の休暇との併用可能となる改正。 （第 3 0 条、第 3 0 条の 2 第 2 項）	令和 7 年 1 0 月 1 日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項第2号中「及び第18条」を「、第18条及び第18条の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第30条第12項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第30条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第3項中「よる部分休業又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を「よる部分休業（以下「第1号部分休業」という。）又は次条第5項に規定する第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業又は当該子育て部分休暇」を「当該第1号部分休業又は当該第1号子育て部分休暇」に改める。

第30条の3第1項を次のように改める。

条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

第30条の3第2項中「規則」を「教育委員会規則」に、「満12歳に達する日以後」を「満12歳に達する日後」に改め、同条第9項を同条第14項とし、同条第8項第2号を次のように改める。

- (2) 職員が第3項変更をしたとき。

第30条の3第8項第3号を削り、同項を同条第13項とし、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項中「でない」を「でない。また、次の各号に掲げる場合には、承認することができない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている

職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合

- (2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている

職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合

第30条の3第6項を同条第11項とし、同条第5項中「申請」の次に「、第1項申出及び第3項変更」を加え、同項を同条第10項とし、同条第4項中「養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等」を「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る証明書等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
 (2) 第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第30条の3第4項を同条第9項とし、同条第3項中「職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 第1項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数
 (2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数

- 8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第1項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第30条の3第2項の次に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者

等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第30条の規定による介護休暇、改正後の第30条の2の規定による介護時間及び改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の取得のために必要な手続は、令和7年10月1日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則による改正後の第30条の3第1項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請（この規則による改正後の第30条の3第4項の規定による申請をいう。以下同じ。）をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

4 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いてこの規則による改正前の第30条の3の規定による子育て部分休暇の承認（以下「改正前の子育て部分休暇の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までにこの規則による改正後の第30条の3第5項に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）について附則第2項の規定による申出（同条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第7項に規定する

第2号子育て部分休暇について附則第2項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の子育て部分休暇の承認を受けた内容で第1号子育て部分休暇の申出及び申請をした者とみなす。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第10号 (年次有給休暇の繰越し)	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第10号 (年次有給休暇の繰越し)
第14条 条例第15条第 1 項及び第 2 項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1 の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第15条を除き、以下同じ。）が 8 割に満たない職員については、この限りでない。	第14条 条例第15条第 1 項及び第 2 項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1 の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第15条を除き、以下同じ。）が 8 割に満たない職員については、この限りでない。
2～3 省略	2～3 省略
4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1) 休日及び代休日 (2) 条例第15条、第16条（日を単位とする場合を除く。）、第17条、 <u>第18条及び第18条の 3</u> の規定による休暇により勤務しなかった期間 (3)～(8) 省略 <u>(9) 育児休業法第19条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u> (介護休暇)	4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1) 休日及び代休日 (2) 条例第15条、第16条（日を単位とする場合を除く。）、第17条 <u>及び第18条</u> の規定による休暇により勤務しなかった期間 (3)～(8) 省略 (介護休暇)
第30条 条例第18条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第 4 号から第 7 号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）とする。 (1)～(7) 省略	第30条 条例第18条第 1 項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第 4 号から第 7 号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）とする。 (1)～(7) 省略
2～11 省略	2～11 省略

改正後	改正前
12 時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。	12 時間を単位とする介護休暇は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u>において、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。<u>ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</u>
13～17 省略 （介護時間）	13～17 省略 （介護時間）
第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。	第30条の2 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間又は延伸期間と重複する期間を除く。）内において承認する。
2 介護時間の承認は、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	2 介護時間の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u>、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第15条の規定に<u>よる部分休業（以下「第1号部分休業」という。）又は次条第5項に規定する第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から<u>当該第1号部分休業又は当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第15条の規定に<u>よる部分休業又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から<u>当該部分休業又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
4～7 省略 （子育て部分休暇）	4～7 省略 （子育て部分休暇）
第30条の3 <u>条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下</u>	第30条の3 <u>子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、</u>

改正後	改正前
「子育て部分休暇」という。)の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。 (1) 1日につき2時間を超えない範囲内 (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内 2 条例第18条の3第1項の<u>教育委員会</u>規則で定める子は、<u>満12歳に達する日後</u>の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。 3 <u>第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> 4 <u>第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあつては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。</u> 5 <u>第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 6 <u>第1号部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 7 <u>第1項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第</u>	<u>1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。</u> 2 条例第18条の3第1項の<u>規則</u>で定める子は、<u>満12歳に達する日以後</u>の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。 3 <u>職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>

改正後	改正前
<u>2号子育て部分休暇」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数</u> <u>8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第1項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> <u>9 教育委員会は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。</u> <u>(1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合</u> <u>(2) 第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合</u> <u>10 子育て部分休暇の申請、第1項申出及び第3項変更は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</u> <u>11 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支</u>	<u>4 教育委員会は、子育て部分休暇について、<u>養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等</u>の提出を求めることができる。</u> <u>5 子育て部分休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。</u> <u>6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支</u>

改正後	改正前
障がある日又は時間については、この限りでない。また、次の各号に掲げる場合については、承認することができない。 (1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合 (2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合 12 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 13 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。 (2) <u>職員が第3項変更をしたとき。</u> 14 省略 <u>附 則（令和 年 月 日規則第 号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。</u>	障がある日又は時間については、この限りでない。 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。 8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。 (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。 (2) <u>子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u> (3) <u>子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u> 9 省略

改正後	改正前
<u>(施行前の準備)</u> <u>2 この規則による改正後の第30条の規定による介護休暇、改正後の第30条の2の規定による介護時間及び改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の取得のために必要な手続は、令和7年10月1日前においても行うことができる。</u> <u>(経過措置)</u> <u>3 この規則による改正後の第30条の3第1項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請（この規則による改正後の第30条の3第4項の規定による申請をいう。以下同じ。）をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。</u> <u>4 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いてこの規則による改正前の第30条の3の規定による子育て部分休暇の承認（以下「改正前の子育て部分休暇の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までにこの規則による改正後の第30条の3第5項に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）について附則第2項の規定による申出（同条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第7項に規定する第2号子育て部分休暇について附則第2項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の子育て部分休暇の承認を受けた内容で第1号子育て部分休暇の申出及び申請をした者とみなす。</u>	